

2024年10月分(12月支給分)から

児童手当の制度が変わります！

1 制度改正の主なポイント

① 高校生年齢まで支給期間が延長されます

改正前(現行)	【改正後】
15 歳年度末 (中学校卒業月)まで	18 歳年度末 (高校卒業月)まで

② 収入に関係なく、支給されます

改正前(現行)	【改正後】
所得制限 あり	所得制限 なし

③ 3人目以降のお子さんの支給額が増えます

改正前(現行)	【改正後】
高校生年齢のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、小学生以下のお子さんが3人目以降となる場合に多子加算が適用 3人目以降、1人につき 月額 15,000円	大学生年齢のお子さんから年齢順に、1人目、2人目、と数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合に、多子加算が適用 3人目以降、1人につき 月額 30,000円

④ 支給月が変わります

改正前(現行)	【改正後】
年 3 回支給 2・6・10月 4 か月分ずつ支給	年 6 回支給 12 ・2・ 4 ・ 6・ 8 ・10月 2 か月分ずつ支給

2 制度改正後(2024年10月分(12月支給分)から)の支給月額

	3歳未満	3歳以上18歳年度末まで
第1子・第2子	1人につき、月額 15,000円	1人につき、月額 10,000円
第3子以降	1人につき、月額 30,000円 大学生年齢のお子さんから年齢順に、1人目、2人目と数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合、月額30,000円となります。	

3 対象となる方へのお知らせ

▶ 現在、児童手当の支給を受けている方

9月上旬頃 児童手当受給者宛にお知らせを郵送いたします

▶ 高校生世代のお子さんと同居していて、現在、児童手当の支給を受けていない方

9月上旬頃 高校生世代のお子さんの保護者宛にお知らせを郵送いたします

ご不明な点などは健康福祉課までお問い合わせください。

川根本町役場 健康福祉課 (電話 0547-56-2224)